

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月15日
【会社名】	株式会社 杉原産業
【英訳名】	Sugihara Industrial Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉原 雅夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木二丁目7番5号
【電話番号】	03 5308 1440
【事務連絡者氏名】	経理課長 永山 等
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目7番5号
【電話番号】	03 5308 1440
【事務連絡者氏名】	経理課長 永山 等
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	40,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておらず、株式の譲渡制限を設けております。

- （注）1．新規発行株式は、平成22年7月9日開催の臨時株主総会決議、平成22年9月17日開催の取締役会決議及び平成22年10月13日開催の臨時株主総会決議によるものであります。
- 2．発行数については、申込状況により今後の取締役会において変更される可能性があります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	-	-	-
募集株式のうち一般募集	40,000株	400,000,000	200,000,000
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	40,000株	400,000,000	200,000,000

- （注）1．発行価額の総額は、発行数について全部の申込みがあった場合の会社法上の払込金額の総額であります。
- 2．資本組入額の総額は、発行価額の総額（見込額）の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
- 3．全株発行会社にて直接募集いたします。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
10,000	5,000	1株	自平成22年11月1日 至平成23年4月30日	該当事項はありません	平成23年4月30日

- （注）1．発行価格は、会社設立時発行価格及び第一回株式の募集（発行総額9,900万円）の発行価格と同一といたします。
- 2．発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ払込むものとします。
- 4．申込株式数が発行株式数を超えた場合は、申込順により割当ていたします。
申込株式数が募集株式数に達しない場合は、申込みがあった数をもって発行株式数といたします。
- 5．株券の受渡期日は、平成23年5月2日の予定であります。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 杉原産業 総務部	東京都渋谷区代々木二丁目7番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号
郵便局株式会社 新宿南口郵便局	東京都渋谷区代々木二丁目10番8号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
400,000,000	3,000,000	397,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額は、消費電力の低減を図る目的としての発電機(試作機)の研究開発、製造販売及び人件費等運転資金に充当する予定であります。具体的な資金使途については以下のとおりであります。なお、支出時期までの資金管理は、当社銀行口座において適切に管理いたします。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
磁気電動発電機の開発・製造費	60,000,000	平成23年5月～平成23年6月
フライホイール(注)1)真空化の研究開発費	90,000,000	平成23年5月～平成23年6月
コンビニエンスストア向け量産型発電機の開発費及び営業開拓費	70,000,000	平成23年7月～平成23年8月
農家ビニールハウス栽培向け発電機の研究開発費	70,000,000	平成23年8月～平成23年9月
常温超伝導技術の継続研究費(注)2)	17,000,000	平成23年5月～平成23年10月
その他運転資金 内訳 人件費 60,000,000円 事務所賃借料 10,000,000円 その他諸経費 20,000,000円	90,000,000	平成23年5月～平成23年10月

(注)1. フライホイールとは「はずみ車」のことで、慣性をうまく使って回転する力を保持・制御するものです。

2. 超伝導とは電気抵抗がゼロになる現象であり、従来、液体窒素等を用いて超低温(絶対零度)状態を実現していましたが、その状態を常温で実現可能にするための研究であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期中間期
会計期間	自平成22年 2月8日 至平成22年 7月31日
売上高（千円）	-
経常損失（千円）	98,180
中間純損失（千円）	98,255
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	-
資本金（千円）	30,000
発行済株式総数（株）	3,000
純資産額（千円）	11,644
総資産額（千円）	41,813
1株当たり純資産額（円）	22,751
1株当たり中間純損失（円）	32,751
潜在株式調整後1株当たり中間純 利益（円）	-
1株当たり配当額（円） （内、1株当たり中間配当額）	- （-）
自己資本比率（%）	27.8
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	105,767
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	17,550
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	138,410
現金及び現金同等物の中間期末残 高（千円）	15,092
従業員数（名） （外、平均臨時雇用者数）	23 （-）

（注）1．当社は、平成22年2月8日設立のため第1期事業年度（平成22年2月8日から平成23年1月31日）の中間期を記載しております。

2．当社は、関連会社が存在しないため中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株あたり中間純損失であることに加え、当社株式は非上場であり、期中平均株価の算定が困難なため記載しておりません。

4．1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
平成22年 2月	常温超伝導技術の開発、消費電力の低減を図る発電機（磁気伝導発電装置）の開発を目的として「株式会社杉原産業」を資本金30,000千円で設立する。
平成22年 7月	試作機開発のため、三重県四日市に研究所を開設する。

3【事業の内容】

当社は、消費電力の低減を図る目的として、フライホイールという装置を使用し半永久的に発電を行い電力の供給を行うもので、常温での超電導技術によるそのフライホイールの開発・小型店舗用及び家庭用磁気伝導発電装置等の開発及び製造販売を主な事業として取り組んでおります。

家庭用磁気伝導発電装置、小型店舗用磁気伝導発電装置は加工工程、設備等の共通性が高いので製品別位置づけの記載はできません。

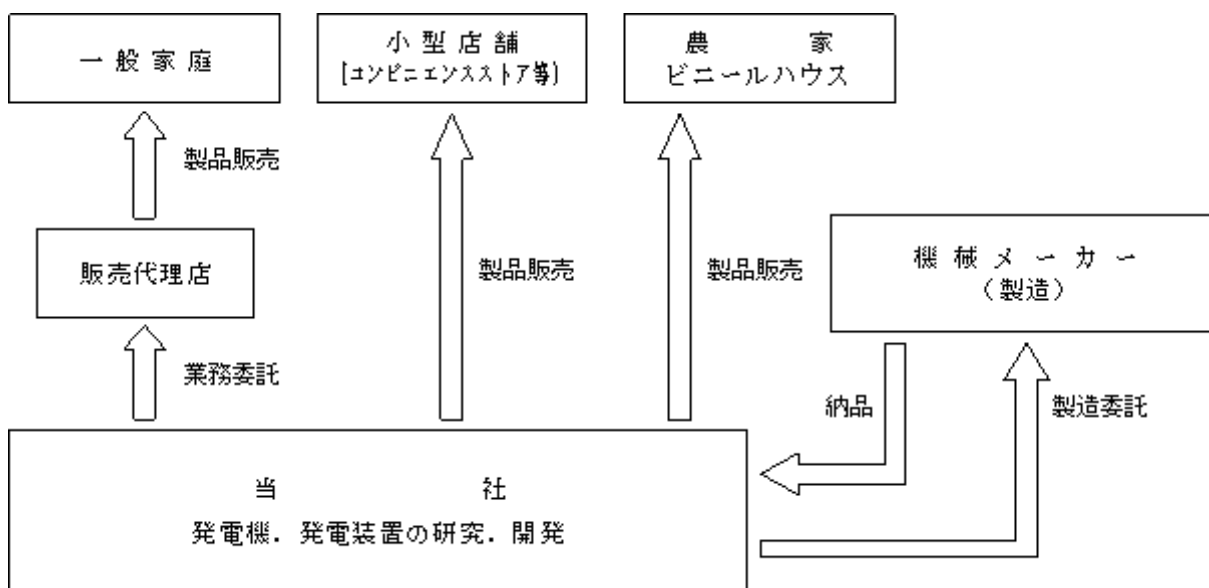
販売の大部分は当社直販ですが、一部を販売代理店を通じて行い、製造に当たっての研究開発は当社で行い、加工組立については機械メーカーに委託しております。

ビニールハウス用磁気伝導発電装置については、発注者の規模や形状に応じて受注生産の形をとり当社直販となります。

磁気伝導発電装置は、起動モーターでフライホイールを回すことによって、そのフライホイールの遠心力を利用して、発電機を回すことによって発電させる仕組みであります。

- 1．起動モーターでエネルギーを加えてフライホイールを回し続ける。
- 2．フライホイールの遠心力の力でエネルギーが増幅する。
- 3．起動モーターのエネルギーより増幅したエネルギーが発電機を回す。

（注）フライホイールとは「はずみ車」の事で、慣性をうまく使って回転する力を保持、制御するものであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22	56.4	0.8	-

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、会社設立1年未満であるため記載しておりません。

3. 臨時雇用者は採用しておりませんので記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

現在、当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第1期中間期（自平成22年2月8日至平成22年7月31日）

当中間会計期間におけるわが国の経済は、米国金融市場の暴走による「リーマンショック」の後遺症に悩まされながらも、強力な各国政府の努力と民間人の知恵により大幅に改善されつつ途中ではありますが、トヨタを始めとする日本伝統の物造りに警鐘が鳴らされると言う一大事件が発生し、日本経済の先行きに不安と冷水を浴びせられたことは到底忘れられるものではありません。

このような経済状況の中ではありますが、当社は世界規模で市場拡大が見込まれている有望な事業であるエコロジー事業に取り組んでまいりました。

具体的には、消費電力の低減をはかる目的として、常温での超電導技術によるフライホイールの開発、小型店舗用及び家庭用磁気伝導発電装置の開発に努力を重ねてまいりましたが、技術的に開発途上であり販売実績は計上できておりません。

その結果、売上高は - 円、損益面につきましては開発に伴う製造研究開発費の支出、人件費等の支出により営業損失97,853千円、経常損失98,180千円、中間純損失98,255千円になりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第1期中間期（自平成22年2月8日至平成22年7月31日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物は15,092千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前中間純損失98,180千円、その他資産の減少6,906千円、未収消費税等の増加2,263千円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に貸付けによる支出27,100千円、貸付金の回収による収入9,550千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に株式の発行による収入109,900千円、短期借入れによる収入13,720千円、短期借入金の返済による支出11,210千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

3【対処すべき課題】

今後のわが国の経済は、海外経済の改善や経済対策の効果による景気の持ち直しが期待されるものの、依然として厳しい経済環境の中、設備投資や個人消費の急激な回復は望めず、事業環境は厳しい状況が続くものと思われれます。

このような状況の中で、当社は消費電力の低減を計る目的としての常温超電導技術の開発、小型店舗用及び家庭用磁気伝導発電装置の開発に繋げ、新市場の創造・新規顧客の開拓に取り組むとともに常に安全・安心を提供できるサービス技術の向上に心がけ、顧客の信頼に応える諸施策を積極的に推進して企業基盤の強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 製品開発力について

当社における将来の成長は、主に常温での超電導技術開発と製品販売に依存するものと予想して開発投資を行っており、国内・外で初めてというその開発に努力を続けております。

この技術開発力が鈍化した場合は製品販売につながる保証はありません。したがって当社の将来の成長と収益性を低下させ業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品の品質について

当社は製品製造工場を設置し、国内・外で初めてという開発の基に製造販売を開始予定しておりますが、予見できない当該製品の不具合や欠陥等により、保証や代替等のコストを要する可能性があり、当社の業績、財務状況、社会的評価等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について

当社は当社の持っている技術を結集して、より付加価値の高い製品を提供できるように努力しております。また、顧客の新規開拓を行い製品の販売を図ってまいります。しかし当社が想定していないような新技術・新製品の出現等により事業環境が変化した場合は、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 環境影響について

当社の製品には電力モーターを使用しており、音量によっては環境に関する法規制の影響を受ける可能性があります。当社は関連する法令等は遵守して事業活動を行っておりますが、今後法規制の改正内容によっては事業活動の影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害による影響について

当社の工場や本社等の所在地を含む地域で大規模な地震や台風等による自然災害が発生した場合、被災状況によっては事業活動が困難となり当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規の投資について

当社はより付加価値の高い製品の開発に前向きに取り組んでおり、このためには積極的な投資が必要になる場合があります。この施策は高い潜在リスクが見込まれる場合もあるため、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来に関する事項は、本届出書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、当中間会計期間末日における資産・負債及び当中間会計期間の収入・費用の数値に影響を与える見積りは、評価する資産や引当金がありませんので計上していません。

(2) 財政状態の分析

第1期中間期（自平成22年2月8日至平成22年7月31日）

当中間会計期間末の総資産は41,813千円、自己資本比率は27.85%となっております。

（流動資産）

当中間会計期間における流動資産の残高は41,463千円となり、その主な要因は現金及び預金15,092千円、短期貸付金17,550千円、仮払金5,797千円等によるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間における固定資産の残高は350千円となり、その主な要因は敷金350千円によるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間における流動負債の残高は4,169千円となり、その主な要因は短期借入金2,510千円、預り金1,256千円等によるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間における固定負債の残高は26,000千円となり、その主な要因は社債の発行によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間における純資産の残高は11,644千円となり、その主な要因は資本金30,000千円、新株式申込証拠金79,900千円、利益剰余金 98,255千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第1期中間期（自 平成22年2月8日 至 平成22年7月31日）

（売上高）

当中間会計期間の売上高は - 円であります。これは製品が開発中であり完成品に至っていないためであります。

（売上総損失）

当中間会計期間の売上総損失はありません。その主な要因は売上高の - 円によるものと、製品の開発による研究開発費は他勘定振替高として「販売費及び一般管理費」で処理したことによるものであります。

（販売費及び一般管理費）

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は97,853千円となっております。その主な支出は役員報酬11,100千円、給与手当36,271千円、業務指導料及び公認会計士、弁護士の支払手数料15,738千円、研究開発費7,904千円等によるものであります。

（営業損失）

当中間会計期間の営業損失は97,853千円となっております。主な要因は前述の売上高の - 円に伴う売上総損失及び販売費及び一般管理費の支出によるものであります。

（経常損失）

当中間会計期間の経常損失は98,180千円となっております。主な要因は営業損失の影響によるものであります。

（中間純損失）

税引前中間純損失は98,180千円となり、法人税等負担額は75千円となっております。その結果、当中間会計期間における中間純損失は98,255千円となりました。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

第1期中間期（自 平成22年2月8日 至 平成22年7月31日）

当中間会計期間の運転資金については、流動比率は高いと思われるが、増資と自社の社債を発行して資金不足を補っております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間会計年度における設備投資の総額は9,523千円で消費電力の低減を図る発電機の開発等を目的とした投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に1ヶ所の研究所を賃借しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数(人)	土地面積(千㎡)	当中間期末賃借料 (千円)
四日市研究所 (三重県四日市市)	開発研究所(賃借)	4	175.28	383

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	当中間会計期間末現在発行数(株) (平成22年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年10月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000	10,990	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておらず、株式の譲渡制限を設けております。
計	3,000	10,990	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成22年5月6日臨時株主総会決議

	当中間会計期間末 (平成22年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	45,000	45,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000	45,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000	10,000
新株予約権の行使期間	自平成22年5月10日 至平成27年5月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>割当てを受けた者は、権利行使時において当社取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合、当社取締役会が特に認めて割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き退任後5年間行使することができる。</p> <p>割当てを受けた者は、割当後の行使時まで、禁固以上の刑に処せられていないこと、また、当社の役員規程の制裁を受けていないことを要する。</p> <p>割当てを受けた者が死亡した場合は、相続開始後1年内に限り相続人が新株予約権を行使できる。なお、行使期間の到来前に死亡した場合は相続人は新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年2月8日 (注)1	3,000	3,000	30,000	30,000	-	-
平成22年9月22日 (注)2	7,990	10,990	39,950	69,950	39,950	39,950

(注)1. 会社設立によるものであります。

2. 平成22年9月22日を払込期日とする第一回株式の募集による増資により、発行済株式総数が7,990株、資本金及び資本準備金がそれぞれ39,950千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成22年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	103	103	-
所有株式数 (株)	-	-	-	-	-	-	10,990	10,990	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
杉原 雅夫	東京都港区	1,500	13.65
松田 成治	東京都新宿区	1,500	13.65
菊地 栄作	富山県氷見市	1,000	9.10
露木 淑子	神奈川県高座郡寒川町	500	4.55
土屋 守明	神奈川県川崎市宮前区	300	2.73
戸田 常子	静岡県磐田市	300	2.73
山本 けい子	千葉県船橋市	300	2.73
露木 光重	神奈川県高座郡寒川町	300	2.73
埜 功	島根県浜田市	240	2.18
畑中 多賀男	宮城県白石市	240	2.18
計	-	6,180	56.23

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,990	10,990	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	10,990	-	-
総株主の議決権	-	10,990	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

会社法に基づき、当社取締役に対し新株予約権を発行することを平成22年5月6日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年5月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回を基本方針としていますが、配当の決定機関は株主総会であります。

なお、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は平成22年2月8日に設立されたため、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

内部留保資金の用途につきましては、社債償還への備えと研究開発費に投入していくこととしております。

4【株価の推移】

当社は非上場につき該当ありません。

5【役員の状態】

平成22年10月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	総務部長	杉原 雅夫	昭和9年11月10日	昭和44年4月 ㈱富洋入社 昭和57年11月 同 退社 昭和58年4月 電工精機㈱入社 平成7年3月 同 退社 平成7年4月 ウイズガイヤ㈱取締役会長 平成19年4月 同 退任 平成22年2月 当社代表取締役就任(現)	(注)2	1,500
取締役	-	松田 成治	昭和27年1月15日	昭和50年4月 総合建設㈱入社 昭和53年3月 同 退社 昭和54年8月 ㈱ゼルム設立 平成17年9月 同 代表取締役就任(現) 平成22年2月 当社取締役就任(現)	(注)2	1,500
取締役	-	藤田 一憲	昭和25年2月4日	昭和48年4月 野村証券㈱入社 昭和53年3月 同 退社 昭和53年6月 ㈱フジタ代表取締役就任 平成9年6月 同 退任 平成9年7月 エフジエーティ代表取締役 就任(現) 平成22年2月 当社取締役就任(現)	(注)2	0
取締役	-	兼子 敏	昭和14年12月6日	昭和37年4月 兼松江商㈱入社 昭和46年5月 同 退社 昭和46年6月 ㈱タウン開発入社 昭和50年8月 同 退社 昭和50年12月 ㈱兼代表取締役(現) 平成22年2月 当社取締役就任(現)	(注)2	0
取締役	技術開発部長	新井 昌当	昭和19年3月28日	昭和38年3月 興和工業㈱入社 昭和61年5月 同 退社 昭和61年7月 ㈱興商入社 平成18年2月 同 退社 平成18年4月 丸昌運倉㈱入社 平成22年2月 同 退社 平成22年3月 当社取締役就任(現)	(注)3	0
監査役	-	後藤 啓二	昭和36年6月8日	昭和58年7月 ㈱コーリョウ入社 平成21年12月 同 退社 平成22年3月 当社監査役就任(現)	(注)4	0
計						3,000

(注)1. 取締役松田成治、藤田一憲及び兼子敏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 平成22年2月8日開催の設立総会の終結の時から平成24年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

3. 平成22年3月24日開催の臨時株主総会の終結の時から平成24年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 平成22年2月8日開催の設立総会の終結の時から平成26年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に伴う「経営判断の迅速化」や株主に対する「経営の透明性」がますます求められている情勢において、「企業経営は誰のために行うのか」「経営陣を誰がどのように監視するのか」といったいわゆる「企業統治」に関することは、当社の経営を継続していくうえでの根幹に関わる重要課題と認識しております。

会社の機関の内容

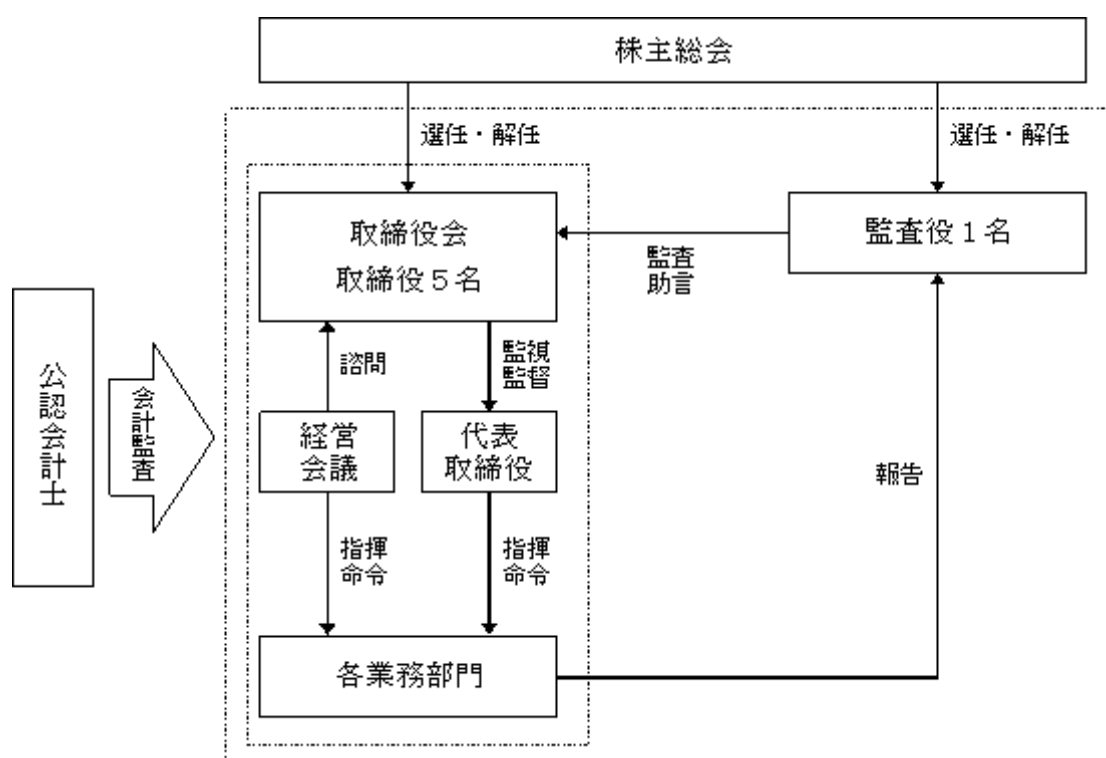
平成22年10月15日現在の取締役の構成は取締役5名、監査役1名であり、取締役会は毎月1回開催し、重要課題について論議を重ねております。また、取締役会メンバーに加えて各部門長を含めた経営会議を毎月1回開催し、業務の執行状況や経営上のリスク把握に努めております。

内部統制システムの整備の状況

当社は小規模組織に適した内部統制を確保すべく、監査役が定期的に内部監査を行い、代表取締役に監査報告し、業務の効率性や不正取引の発生防止に努め会社の業績向上と中期的な発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。

これらの制度を通じ、営業活動、顧客管理等が適正に行われるよう、内部管理体制の整備に努めております。

当社の内部統制システムを図示致しますと、以下のとおりであります。



リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務に関わるすべてのリスクについて適切に管理することにより、長期的な業容の拡大、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を経営上の重要課題としております。これに対応するため各部門において規則・基準を定めリスクの測定、管理手法の研究等を行っております。リスクの発見が予見される場合には顧問契約を締結している法律事務所をはじめとする専門機関と適宜相談を行い、予防に努めるとともに問題が発生した場合には迅速な対応をはかることとしております。

監査等の状況等

ア．監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名であります。

また、監査役監査は毎月経理担当より、月次の報告を受け適正に業務の遂行がなされているかをチェックしております。

イ．会計監査の状況

指定社員	所属会計事務所	継続監査年数
土屋 洋泰	監査法人まほろば	-
岩田 浩一	同上	-

（注）継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係わる補助者

公認会計士 1名

役員報酬の内容

当中間会計期間における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬（社外取締役を除く）	4,800千円
監査役を支払った報酬	3,000千円
社外取締役を支払った報酬	3,300千円
合計	11,100千円

社外取締役と当社との関係

社外取締役松田成治は、株式会社ゼルムの代表取締役社長であります。当社と同社の間には製品の販売等の取引関係はありませんので直接利害関係を有するものではありません。また、その他の社外取締役と当社の間には特別な利害関係はありません。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務を行うに当たり、各人の職責を十分果たすことができるようにするため、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議により毎年7月末日を基準日として行なうことができる旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	当中間会計期間
区分	監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	2,000,000
連結子会社	-
計	2,000,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査が公正かつ効率的に実施されることを目的とし、監査手続きの内容・工数についての見積りを行い、合意した監査計画に基づき監査報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社は平成22年2月8日設立されたため、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、「財務諸表」については記載しておりません。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間会計期間(平成22年2月8日から平成22年7月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人まほろばの監査を受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,092
前渡金		758
短期貸付金		17,550
仮払金		5,797
未収入金		2,263
流動資産合計		41,463
固定資産		
投資その他の資産		
敷金		350
投資その他の資産合計		350
固定資産合計		350
資産合計		41,813
負債の部		
流動負債		
短期借入金		2,510
未払費用		327
預り金		1,256
未払法人税等		75
流動負債合計		4,169
固定負債		
社債		26,000
固定負債合計		26,000
負債合計		30,169
純資産の部		
株主資本		
資本金		30,000
新株式申込証拠金		79,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		98,255
利益剰余金合計		98,255
株主資本合計		11,644
純資産合計		11,644
負債純資産合計		41,813

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)	
販売費及び一般管理費	
役員報酬	11,100
給料	36,271
法定福利費	4,829
福利厚生費	1,015
運搬費	934
広告宣伝費	1,386
交際費	478
会議費	189
旅費交通費	2,755
通信費	1,448
事務用品費	3,233
支払手数料	15,738
賃借料	3,294
租税公課	368
支払報酬	2,290
研究開発費	7,904
その他の経費	4,613
販売費及び一般管理費合計	97,853
営業損失（ ）	97,853
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
社債利息	327
営業外費用合計	327
経常損失（ ）	98,180
税引前中間純損失（ ）	98,180
法人税、住民税及び事業税	75
法人税等調整額	-
法人税等合計	75
中間純損失（ ）	98,255

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		-
当中間期変動額		
新株の発行	30,000	
当中間期変動額合計	30,000	
当中間期末残高	30,000	
新株式申込証拠金		
前期末残高		-
当中間期変動額		
新株式の申込	79,900	
当中間期変動額合計	79,900	
当中間期末残高	79,900	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		-
当中間期変動額		
中間純損失()	98,255	
当中間期変動額合計	98,255	
当中間期末残高	98,255	
株主資本合計		
前期末残高		-
当中間期変動額		
新株の発行	30,000	
新株式の申込	79,900	
中間純損失()	98,255	
当中間期変動額合計	11,644	
当中間期末残高	11,644	
純資産合計		
前期末残高		-
当中間期変動額		
新株の発行	30,000	
新株式の申込	79,900	
中間純損失()	98,255	
当中間期変動額合計	11,644	
当中間期末残高	11,644	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失()	98,180
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	327
未収消費税等の増減額(は増加)	2,263
その他資産の減少	6,906
その他負債の増加	1,584
小計	105,439
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	327
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,767
投資活動によるキャッシュ・フロー	
貸付けによる支出	27,100
貸付金の回収による収入	9,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	13,720
短期借入金の返済による支出	11,210
社債の発行による収入	26,000
株式の発行による収入	109,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,410
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	15,092
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	15,092

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)
1 中間キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許資金、随時引き出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、かつ、価値の変動 について僅少なリスクしか負わない取得 日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資からなっております。
2 その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 消費税及び地方消費税の 会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜 方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年7月31日)
* 1. 仮払消費税と借受消費税を相殺して、未収入金として表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成22年2月8日至平成22年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	-	3,000	-	3,000
合計	-	3,000	-	3,000

(注) 普通株式の株式数の増加3,000株は、設立による株式発行3,000株の増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 7月31日現在)	
現金及び預金勘定	15,092千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	
現金及び現金同等物	<u>15,092千円</u>

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 当社のリース取引はすべて、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりリース料総額が300万円未満であるため、注記すべき事項はありません。	

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成22年2月8日 至 平成22年7月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 - 千円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
ストック・オプション数	普通株式 45,000株
付与日	平成22年5月10日
権利確定条件	-
対象勤務期間	2年間 (自 平成22年5月10日 至 平成24年5月9日)
権利行使期間	5年間(自 平成22年5月10日 至 平成27年5月10日) ただし、権利行使期間中に退任により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り行使を認める。なお付与日より平成24年5月9日までに退任した場合は、平成24年5月10日から1年間に限り行使を認める。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成22年2月8日 至 平成22年7月31日)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

項目	当中間会計期間 (自 平成22年 2月 8日 至 平成22年 7月31日)
1株当たり純資産額	22,751円94銭
1株当たり中間純損失	32,751円94銭
	<p>中間会計期末に計上している新株申込証拠金は1株当たり情報の計算から除外しております。</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>

（注） 1株当たり中間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間
損益計算書上の中間純損失（千円）	98,255
普通株式に係る中間純損失（千円）	98,255
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（千円）	-
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	3,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-

【附属明細表】

【社債明細書】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当中間期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
杉原産業社債	平成22年4月30日	-	26,000	5.00	無担保	平成25年4月30日

(注) 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	26,000	-	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

ア 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	86
預金	
普通預金	
預金計	15,006
合計	15,092

イ 前渡金

区分	金額(千円)
協和特許法律事務所	758
計	758

ウ 短期貸付金

区分	金額(千円)
役員	17,000
従業員	550
計	17,550

エ 仮払金

区分	金額(千円)
開発費	5,797
計	5,797

オ 未収入金

区分	金額(千円)
未収消費税等	2,263
計	2,263

負債の部

ア 短期借入金

区分	金額(千円)
(株)MAコーポレーション	2,510
計	2,510

イ 未払費用

区分	金額(千円)
社債利息(中間期見込額)	327
計	327

ウ 預り金

区分	金額(千円)
7月分 健康保険料	281
7月分 厚生年金料	431
7月分 源泉所得税	427
雇用保険料	116
計	1,256

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集
基準日	1月31日
株券の種類	普通株式1株券、10株券、50株券、100株券の4種類
剰余金の配当の基準日	1月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都渋谷区代々木2丁目7番5号 株式会社 杉原産業
株主名簿管理人	株式会社 杉原産業
取次所	該当事項なし
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	定めなし
株主名簿管理人	定めなし
取次所	定めなし
買取手数料	定めなし
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項なし

（注） 当社の株式には譲渡制限を設けており、株式の譲渡による取得には、取締役会の承認を受けなければならない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年10月14日

株式会社杉原産業

取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員 公認会計士 土屋 洋泰
業務執行社員指定社員 公認会計士 岩田 浩一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社杉原産業の平成22年2月8日から平成23年1月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成22年2月8日から平成22年7月31日）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社杉原産業の平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年2月8日から平成22年7月31日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。